

第三十一次国会 衆議院 地方行政委員會議録 第二十三号

(三三三)

昭和三十四年三月十三日(金曜日)

午前十時三十三分開議

出席委員

委員長 鈴木 善幸君

理事 龜山 孝一君 理事 藤瀬 彌三君

理事 渡海 元三郎君 理事 丹羽 喬四郎君

理事 吉田 重延君 理事 阪上 安太郎君

相川 勝六君 飯塚 定輔君

田中 榮一君 津島 文治君

富田 健治君 山崎 巖君

太田 一夫君 中井 徳次郎君

出席政府委員

自治政務次官 黒金 泰美君

総理府事務官 奥野 誠亮君

(自治庁財政局長) 金丸 三郎君

総理府事務官 大村 襄治君

(自治庁税務局長) 府県税課長

委員外の出席者

三月十三日

委員加藤精三君及び北條秀一君辞任につき、その補欠として渡邊良夫君及び辻原弘市君が議長の名で委員に選任された。

同日 委員辻原弘市君辞任につき、その補欠として北條秀一君が議長の名で委員に選任された。

三月十三日

地方財政の再建等のための公共事業に係る国庫負担等の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律案(阪上安太郎君外十名提出、衆法五十七号)

本日の会議に付した案件
地方税法等の一部を改正する法律案(内閣提出第一五三三号)
地方交付税法の一部を改正する法律案(内閣提出第一六六号)
地方税法の一部を改正する法律案(内閣提出第一七七号)

○鈴木委員長 これより会議を開きます。
地方税法等の一部を改正する法律案、地方交付税法の一部を改正する法律案及び地方税法の一部を改正する法律案の三案を一括して議題とし、審査を進めます。

質疑の通告がありますので順次これを許します。太田一夫君。
○太田委員 本来ならば大臣が次官にお尋ねをしたいことがあるのですが、議事進行の都合でどなたでもよろしいですからお答えをいただきたいと思ひます。

まず第一に、委員会の出席もあまりよろしくない、あまり興味がないというところは、いろいろの事情があると思ひますけれども、一体地方行政委員会において三法についての審議を行なっているその中で、われわれが意見を言つて変えられるものは何だということ

とを一つ明らかにしていただきたい。
○黒金政府委員 ただいまいろいろお話がございましたが、御承知の通り税法にいたしましたも、これは財政計画の歳入面全体に関係がございます。同時に交付税法におきましても、国と地方の財政関係の橋渡しになつていまして、また地方に入りました財源の配分方法の問題もございまして、こういった点で来年の国及び地方の財政計画全般に関係がございます。内容のこまかい点につきましては、いろいろな御批判もございまして、御不満の点もございまして、御不満の点としては、地方財源を確保するために精一ぱい努力いたしましたのでありますから、まげてお認めを願ひたいと思ひます。地方税法自体の改正の方は徴収関係の手続でございます。そういう問題でありますから、非常に不行き届きのところがあるといわれれば、これは御修正願ひすることもやむを得ないかと思ひますけれども、これも一つお考え願ひたいことは、国税徴収法の改正と並行して進んでおりますので、国と地方の徴収関係あるいは租税債権の担保関係につきまして、そこができませんと非常に国民に迷惑になると思ひますので、そういう点もどうか十分にお考え願ひたいと思ひます。

○太田委員 その辺のところを将来のためにもうちょっと具体的に明らかにしてもらいたいと思うのです。私は、予算委員会を傍聴したり、その議事録を讀んだりしているうちに、地方行政

委員会というものの任務がわからなくなつたわけですね。たとえ俗言言葉で言いますと、親工場に対するところの下請工場、そういう格づけがあるのじゃないかと思うのですが、その点の認識はいかがですか。

○黒金政府委員 私は率直に申し上げまして、国会の委員会に、それが親でありそれが子であるとか、それが兄貴でありそれが弟であるとか、それが重要な差はないのじゃないか、かように考へております。ただ、今申し上げましたことは、財政法なり何なりそういう予算全体に関係することは、一カ所で直しますと全体に及ぶものであつて、そういう点も十分お考えになつていただきたい、こう申し上げておる次第であります。どちらが兄貴でありどちらが弟であるというふうな関係は、私はないものと自負いたしておる次第であります。

○太田委員 どちらが兄でありどちらが弟であるということに差がないということの自負を持つていらつしやるのは、それでいいと思う。そうあるべきだと思ひます。ところが、實際上交付税の問題を本日ここで論議したところ、すでにこれは予算委員会におきまして、はつきりと大臣は御答弁になつていらつしやる。そしてまたそれが予算委員会において了承されておるわけです。してみれば、もう一度やることは、きまつたことを論議すると同じことじゃないですか。たとえばこういふことをおっしゃつたことがある。これ

は阿部五郎さんの質問に対する佐藤大蔵大臣の答弁ですが、交付税を1%ふやしたことに付いて、今回とりました交付税率を1%上げるということ、これは国、地方を通じまして、財政の面から均衡のとれた処置だと考へておりますので、これを今日直ちにふやすというふうな考へ方は、もちろん持つておりません。こういう答弁がはつきりなされたわけですね。それに対してささかも他に追及も異論もなく通つておる。これはわれわれが予算委員会に出てるわけじゃないですから、ただそのことを承知したというだけですが、そういう意見を大臣が予算委員会を出していらつしやる。いわゆる予算委員会において、地方財政と国の財政と非常に関連があるということが論じられておる。従つてわれわれは、この地方行政委員会が今日財政計画を論ずることとは、これは二番せじであり、あるいはがんにがらめであり、ほとんど修正の余地がないじゃないか。こんな気がするので、修正の余地が全部あるならばある、ないならばない、一部修正の余地があるならば、どれとどれが修正の余地があるか、この点を明らかにしていただきたい。

○黒金政府委員 もうこのことは申し上げるまでもなく太田委員おわりのことと思ひますが、しいて理論的に申し上げますならば、今度提案いたしておりますと、国と地方との関係が一つ、次は地方間の配分の問題が一つ、この二点

ございます。御説の通りに、国と地方財政との管掌事項であります交付税率の問題につきましては、予算が予算委員会で可決され、衆議院も通っておりますので、本院としての意見は一応決定を見た。こう見ざるを得ないかもしませんが、一増加になって入って参りましたものを地方の中でどう配分するかという問題につきましては、ここでおきめを願う件でございます。しかし、それは理論的におきめ願って御修正の余地があることを申し上げておるのではありませんが、私どももいたしましては、内容的に見ていろいろな御批判もございまして、この見直しを願う。よって来年の府県なり市町村の財政をできるだけうまくやっつけていきたいという最善の案と考えておりますもので、理論的には御修正の余地がございまして、まげてこのままでお通しを願いたい、こう申し上げておる次第でございます。

○太田委員 そうすると、地方交付税法の一部を改正するという御提案ですけれども、地方における配分に関する以外には、一増減に足らないというようなことはここで議論することはできませんか。

○黒金政府委員 私ども御質問を受けてお答えする段でないかもしれませんが、これはもう御自由じゃないのでございませうか。これは私どもの御回答いたす筋かどうか疑問でございますが、御議論はあつてしかるべきかと私は思っております。

○太田委員 そこでわれわれは不思議に思うことなんです、今まで慣例と眞習でなされておることから異議

を言うわけじゃないですよ。しかし、これからの国家財政、地方財政の関連の仕方というものは、もうちょっと緊密に一つ考えてもらわぬと、一兆三千億という非常に大きな予算を考え、しかもなおそれが国家の委託された仕事と、地方独自の量と、地方におけるところの政治の生態というものは非常に財政計画と密接な関係があるにかかわらず、ここでは地方財政計画を非常に技術的な問題あるいはローカルの問題として取り扱われておる、こういう感じが非常に強い。国家全体の仕組みの中において、そういうことに対して自治庁の中において何か疑問を持たれたことはないのですか。

○黒金政府委員 私どもこの案を提示いたしますまでには、予算の編成に当って、十分に国の財政と地方の財政と全体を見合ひまして、今度御提案申し上げておりますこの減税によって幾ら減るか、交付税の増によって幾ら減るか、また同時にその配分によって各県が一体どんなふうになっていくのかというようなことの、御承知の地方財政計画というものを全般的に検討いたしながら御提案いたしておるのであります、私ども政府の方といたしましては、そのうちの一部分が国の予算と

なつて予算委員会の御審議を受け、また一部分が地方税法等の改正なり地方交付税法の改正になりまして地方行政委員会の御審議を受けるのでありますけれども、私どもとしては、全般的にこれを見合つた基礎の上に立つて御提案申し上げておるのであります、いささかもその間には食い違ひがあつたり、一方だけ立てて一方を考へていないというようなことにはなしに、全般的に考

えた上で御提案いたしておる次第でございます。

○太田委員 そうであるかと思ひますが。全般的に考へて御提案なさつて、われわれも全体に対する考へ方という立場で審議しなければ、やはりこれは非常に小さい技術的、末梢的なものに相なるような気がいたします。やはり、国家の政治は地方財政とひびくつめてみた大きなワグの中で行われるわけですから、地方の住民の負担の軽減と、地方の住民の福祉の向上という二つのかね合ひの中でわれわれが地方財政計画を定めていこう、審議していこうとする以上、国家財政の立場というのも論外にするわけにはいかないでしょう。向うの方でその国家財政が非常に議論されてきたが、地方財政のことはちよつと触れられただけで、これは等閑に付せられて軽く見られておる。こういう中で私たちが實際地方の住民の福祉向上、あるいは負担の軽減ということを実行にやっていくというように対しては、これでよろしいということなら、少しばかり場合によっては独自の善的な気がしますし、見方によってはまことにナンセンスという気もするのですが、その点いかがですか。

○黒金政府委員 これはあまりに率直に申し上げておしかりを受けるかと思ひますが、私ども政府の中では、今申し上げたような立場で検討して提案いたしております。同時に、たとえば与党の方のやり方を見ておりましたも、次して地方財政だけをお考へになつてやつていらつしやるのじゃなくて、国の予算の關係と全体をならみ合せて、そこで意思の統一をした上で、一方は予算委員会にお出ましになり、一方は

地方行政にお出ましになり御議論になつておるのを見受けておるのであります。従ひまして、ここまで申し上げると非常に失敬に當るかも知れませんが、社会党の方々もおそらくは国の財政と関連しながら、この全体をどうにかして、御担当のそれぞれによりまして、予算委員会にいらつしやうて、やはり地方の財政のこともお考へになりながら予算の御批判をなさつていらつしやうと思ひますし、また国の財政との十分な連絡を考へながら、その全体を背景に持つてここに御見えに野で御議論なさつていらつしやる。相互一貫した総合的なお立場でお話になつていらつしやるものと私どもは了解をいたしておつたのであります。従ひまして、委員会がいろいろ分れております。これは議案も多いものでありますからやむを得ないところでありまして、おくれずには御説明をいたしておつたと思つてございまして。ただ形式的に見まして、予算は国の予算でありましたために国会の議決を要するし、地方財政計画は、地方の各都道府県なり公共団体の予算の概要といひますか、骨組みでありますために、御説明申し上げて御批判を受けるだけであつて、議決を経るようなことの手続になつておられませんために、そこに多少問題もあるかと思ひますけれども、私どもとしては、今年には皆さんの御要望も非常に強かつたために、できるだけ早く財政計画を、概数でありまして、とにかく早く持つて参りたいというところで御説明いたしたような次第でありまして、多少の時間のズレがあつたかも知れませんが、予算はつきりきまつて参りませんが、補助金の額もなかなか確定いたさないということもございまして、多少の時間の

ならなければいけないと思ひます。それはそれで認めますけれども、今までの慣習の中でのものを見るということも、もうちよつと別な角度で見つて、予算委員会の審議も歩調を合せ、地方財政計画の審議も實際にもちよつと相關関係において論議されていくということであるならばこれは別です。今の提案の仕方は全然切り離されておるが、あなたのおっしゃつた相互一貫した立場というのは、理論的にテナポが一つでなければならぬということになるでしょう。その点をどうかとお尋ねしてらるわけですか。

○黒金政府委員 私も、今はつきりした日取りを記憶いたしておりませんが、私ども、地方財政計画につきましても、予算委員会が始まりましたけれども、おくれずには御説明をいたしておつたと思つてございまして。ただ形式的に見まして、予算は国の予算でありましたために国会の議決を要するし、地方財政計画は、地方の各都道府県なり公共団体の予算の概要といひますか、骨組みでありますために、御説明申し上げて御批判を受けるだけであつて、議決を経るようなことの手続になつておられませんために、そこに多少問題もあるかと思ひますけれども、私どもとしては、今年には皆さんの御要望も非常に強かつたために、できるだけ早く財政計画を、概数でありまして、とにかく早く持つて参りたいというところで御説明いたしたような次第でありまして、多少の時間のズレがあつたかも知れませんが、予算はつきりきまつて参りませんが、補助金の額もなかなか確定いたさないということもございまして、多少の時間の

○太田委員 そごがないということに

ズレがあることはやむを得ないのじやないかと思っておりますが、ただいまお説がありましたように、でき得る限り早く、できれば同時刻に出して御批判を仰ぎたい。なかなか同時刻というのはむずかしいと思いますが、でき得る限り早く地方財政計画も皆さんの御批判を受けるように来年からも努めて参りたいと思っております。

○太田委員 予算がきまらないと補助金がきまらないという考え方は、私は、この考え方の中に地方財政の隷属性があると思っております。地方財政は国家財政に隷属すべきものではないですね、その点いかがですか。

○黒金政府委員 隷属すべきものではないと思いません。ただし、お互いの間に金の出し入れがございます。この出し入れの関係をきめるのが国の予算であり、また地方財政計画でございますので、双方が同時に相互的に関連しながらきまらなければならないという考え方は、補助金がきまらなければやはり地方の方もきまらなければならないという関係でございまして、決して隷属的とは申しませんが、相互に非常な関連性がある、こういうふうにご考へておられます。

○太田委員 そういふことでしよう。しかしながら、補助金の金額のいかんによつて地方の負担というものはそれぞれ変動することは御承知の通りだと思つておられます。してみますならば、われわれの方は、地方行政の立場からいいますならばあるべきだということ、これが委員会の意見として国家財政に反映を求めなければならぬと思つておられます。向うがきまらなかつたから、これはその中で配分をきめようというご考へは、基本をきめられて、こちらは細目をき

める。こういう立場にどうしてもならざるを得ない。これは隷属性だろつと思つておられます。これは主体性を確立した地方財政計画というものを考へてになる意思はございせんか。

○黒金政府委員 やはり、両方の間に事務の相互の分担がございまして、おのおのに自主財源もある。しかしながら、御承知のごとくに地方の団体にいろいろ財源の関係もございまして、交付税なりあるいは事業に伴う補助なりいろいろ出ておりますために、相互の予算が非常に入り組んでおりますので、やはり予算の決定と同時に一緒に骨組みがきまらなければならないと思つておられます。

○太田委員 おつしやる通りに予算の決定と同時に骨組みがきまらなければならない。この間には非常な相関関係があり、一貫した立場というものがあつたわけ、その考え方は非常によろしい。しかしながら、地方財政計画というものは非常におもしろくないものだ。国会の中で注目したことはありせんか。これは大へんなことだと私は思つておられます。なぜこの地方財政計画一兆三千億がこんなに注目を引かないのか。おそらく大したことはないという気持があるのではないかと。もうちよつと国家財政と同じようにその内容については非常な注目と関心があつてしかるべきだ。これは在来の慣習がございまして、私

はその慣習の中で果して——予算委員会の権限がどうの、あるいは地方行政委員会の立場がどうのということ、申し上げるわけではないが、少くとも今後将来地方行政の本来の趣旨を徹底させるためには、地方財政計画というやうな重大問題については、今までの

よるなやり方ではなくて、もうちよつと本予算に深く食い入つたところの地方財政計画、地方財政計画というものが主体性を確立して、この中心となつて国家財政にも一つの大きな反映が期待される、自治庁の反映が期せられるべきではないかと思つておられます。このことは間違ひでしようか。

○黒金政府委員 ただいま御発言の中で別にあげ足をとる意味でも何でもございせん、太田委員がまだ議席をもちにならなかつたところに地方財政計画に赤字を出しました際に、国会で非常な大問題になりました。次に臨時国会まで開いてその予算の補正をいたしたことがございまして、従いまして、非常に重要視されておるといふことはいなぬではないかと。決して軽視はされておらない、この点は御了承願ひたいと思つておられます。ただ、今お話し

ございまして、国の予算と同じように精密度を持った財政計画を作つたいとおつしやいます。それはまさに作りたいのでございまして、それによつて、御承知の通り、約四千をこえますよるな、市町村全体の計画を立てるものでございまして、やはりこれは標準的な骨組みでございまして、実際問題といたしまして、その上にそれを基礎にしまして個々の公共団体で予算を編成するといふやうなこともなおりますので、その国の予算と同じやうな、そういう厳格な意味でのものを作ることは、これは国としてむしる無理で

はないか。やはり地方団体の予算のお世話をしていただくのが国でございまして、国でもつてそこまできちんとしたものを作るということはなかなか困難ではないかと思つておられます。御趣旨に従ひまして、でき得る限り精密なものにして参りたいというご考へは、毎年努力をしておるやうな次第であります。多少は改善の実績をお認め願へるかと思つておられます。

○太田委員 私はしつうとですから、決してこういう設計図が一番正しいという結論を持つておるわけではない。ただこの地方行政委員会の中において地方財政計画をながめてみますと、二義的な扱いを受けておるといふ点について非常に不満がある。これはたとえれば地方の臨時職員の七%を定員に繰り入れるという案が提案されておられますが、それをたとえれば半分ぐらゐのものは定員化すべきではないかという考へは、地方の財政計画と地方行政の立場から物事を考へていくという、こういう独自の立場ですね。国家公務員がこうだということではなくして、地方公務員はこうだからということをやつていく。地方行政は地方行政の伸張のために極力最大の努力をするという面があつてもいいのではないかと。従つて何かしら二義的な、国家財政に隷属しておるといふ立場が少しばかり不満なんです。

もしそうだとすれば、次にガソリン税と軽油引取税の関係についてお伺ひしますが、一般的にはガソリン税と軽油引取税が同じやうな立場で扱われております。これは同じではないでしよう。軽油引取税は少くとも本委員会において審議すべきものである以

上、ガソリン税とは完全に違つておる。それをガソリン税を五千五百円上げるから軽油引取税も四千円上げなければならぬ、そんなめちな相関関係はあり得ないと思つておられます。この点いかがですか。

○黒金政府委員 ただいまお説がございまして、まさに軽油引取税は地方税でございまして、揮発油税は国税でありまして、別の租税体系ではございまして、御承知の通り、いずれも道路の改良建設に充てます目的税的なものでございまして、従いまして、今回九千億の道路五カ年計画を一兆円に直す場合におきましては、国の方の負担もふえませうけれども、地方の負担もふえます。従いまして、その目的税であります。御承知のとおり、増徴して、まことに御迷惑な話だと思つておられます。これによつて利用者に負担をしていただく、これは理の当然だと思つておられます。ただその場合に、軽油引取税と揮発油税との増徴の相違があるという点につきましては、かねて御説明申しました通りに、軽油引取税の方が沿革が短かいものでございまして、割合にその税負担が軽い、一気に上げ得なかつたものでございまして、揮発油に比して軽い。従いまして、これを多少大幅に増徴いたしました、まあまあ揮発油の二分の一程度の負担のところまで落ちつけよう、多少テンポが早くなつておられますが、それよりも負担が低い、両者の権衡をとりながら上げて参りたいと思つておられます。三割という結論を出したやうな次第でございまして、御了承願ひたいと思つておられます。

○太田委員 それでは一つ、道路を直

すためにはやむを得ないという立場をお考えになるとするならば、軽油を使っておるのは、あなたの方は、主としていかなる交通機関とかあるいは何々機関というものに軽油を使っているように御認識でございます。

○黒金政府委員 大部分がディーゼルバスなりトラックでございます。道路を割合にいためる側のものが多いのじゃないかと考えておる次第でございます。

○太田委員 そうですね。道路をいためるものには四千万円の増徴をしよう。しからば道路をいためないものには使うものは、これは免税にしてもよろしいというお考えでございます。

○黒金政府委員 そうすぐ裏をおとり申上げては困るのであります。さつき申上げた通りに、軽油引取税と揮発油税との間に税負担にまだ相当相違がございますので、やはりその間があまり不均衡になっては困りますから、同じように燃料に使うものについては、大体同率まで持っていくのがいいかもしれませんけれども、沿革が軽油引取税の方が浅いものでございますから、まだまだ負担が低い。そこで今申し上げたような地方の道路の改良財源も必要でありますために、三割より五割は多少多いのでありますが、まだまだそれで多少税負担が低い。それでも財源関係とにらみ合せて五割にいたしたわけでございます。

○太田委員 予算委員会において、たしか政府委員から、ガソリン税の引き上げは、バス運賃の構成の上では二%ないし三%程度であって、それ以上の影響はないと見ておる、こういうお答

えがありましたね。ガソリンで動いているバスというのは、全国でどれくらいあるのですか。

○大村説明員 最近の登録自動車台数の推移を調べてみますと、昭和三十三年の十月末の台数によりまして、トラック九十八万五千台、バス四万六千台、乗用車二十四万八千台、その他九十八万二千台、合計いたしまして二百二十六万二千台と相なっております。

○太田委員 最近全国的にバスがディーゼル化の傾向をたどっております。これは御承知でしょう。この数字は少し古い数字だと思えますが、實際上、最近の大型バスは全部軽油ですね。従いまして、軽油引取税は地方税であります。四千万円の増加は少いように見えます。また軽油のバスも強いから非常に収容力も多いし、力も強いから重量が重宝がられておる。トラックにおきましては五万七千台というの、まるで一割にも達しないようでありまして、実際の大型トラックというのは最近ではほとんどディーゼルです。そこで今度の軽油引取税を中心として四千万円上りましたことによつて、これは業者あるいは経営者に負担能力があるかどうかというところが一つ問題になるわけですね。いわゆる負担能力があるかどうかということが問題になると思うのですが、私どもから見ますと、四千万

の負担というのは、実は非常に今のみみちい経済では、特に中小企業ではひどいように思います。そこでこの四千万円を出そうとお考えになりましたが、皆さんのお気持ちについて、もうちょっと具体的な数字をお尋ねしたいのです。この辺のバスはほとんどディーゼルでございます。ディーゼル・バスが四千万円上がった場合、どれくらいコストに影響を及ぼすとお考えになっていらっしゃるのでしょうか。

○大村説明員 お答え申し上げます。軽油引取税の税率を、現行の一キロリットル八千円から四千円引き上げまして、一キロリットルにつき一万二千円としました場合の税負担の状況につきまして、先ほど政務次官が御説明申上げました通り、揮発油に対しては大体半分程度、五〇・三%に相なるのでございます。なおこれを小売価格との比較において検討して参りますと、現在一リットル当り二十七円の小売価格に対して税負担が八円でございます。負担の割合が二九・六%でございますが、改正後におきましては、小売価格三十一円に対して税負担十二円でありまして、その負担割合は三八・七%に相なる見込みでございます。なお運賃に及ぼす影響の関係を調べてみますと、これはバス、トラックで若干差はございますが、その関係をまとめて申し上げますと、バスの定期の分につきましては、引き上げ額の運賃収入に及ぼす影響は一・六四%、貸し切り分は一・三三%、トラックにおきましては一・三三%、大体そういうふうな状況に相なる見込みと考えております。

○太田委員 それは数学でしよう。数学でなく経営学的にお尋ねしたいのです。これは地方行政ですから軽油引取税に限りましょう。引き上げたことによつて利用者大衆——貨物ならば荷主、バスならば乗客に絶対的影響を及ぼさない、運賃の値上げはしないということをお約束いただけるならば、質問はあまりないつもりですが、この点は一つ政務次官にお尋ねいたします。

○黒金政府委員 ただいまお話がございましたが、御承知の通りに軽油引取税、これは消費税でございますから、本来ならばその値段の分だけが運賃なり何なりの増高になって、消費者に転嫁されるのが期待される税でございます。けれども、これも御承知の通り、バスその他につきましては料金の制限その他ございまして、なかなかその上げるわけに参らぬと思つて、従つて一・何%かでありまして、その増高分だけは経理内容が苦しくなってくることは事実だと思つておられるのですが、今手元にちょっと探しておつたのですが、各社の経営内容の分析をいたしてみますと、金利でありますとか、あるいは人件費でありますとか、雑件費でありますとか、いろいろと相当に多くのものを合んでおります部分が多々あります。燃料が一・何%でございますか、割合に低位にございまして、企業の合理化その他によつて、これは人様の方に押しつけてはなはだ恐縮でありますけれども、まだ改善の余地があつて、まあこの程度ならば吸収ができるんじゃないか、こういうふうな判断のもとに今回の提案をいたしておる次第であります。

○太田委員 それではどなたか政府委員の方でよろしいが、そういう言葉の上で、経営の内容の分析をしてみると、まだいろいろの程度のものは大したことには相ならぬだろう、従つて運賃の値上げはなかならう、こういうようなことをおっしゃるわけですが、一番具体的にいいますと、自動車、特に大衆用のバスの場合は一キロ走るのにコストが幾らだということからくるのです。軽油引取税をお上げになる以上、その分析ができておると思うのですが、バスは一キロどのくらい経費がかかっているのでしょうか、こういうことをまずお尋ねしておきます。

○大村説明員 ただいまのバスの経費の点についてお答え申し上げます。バスの定期の方で調べてみますと、キロ当りの運賃収入が六十一円七十八銭に上つております。それに対しては軽油の消費量がキロ当り〇・二五リットル、現行の税負担が二円でございます。これに対して今回五割引き上げると、これに對しては、一円ふえるということになるわけでございます。その割合を比較してみますと、現行税負担の運賃に占める割合は三・二%でございますが、今回引き上げ予定の一元の占める割合を見ますと一・六四%、その点は先ほど申し上げたのであります。

○太田委員 そういうことでなしに、もっとわかりやすく教えていただきたいのですが、キロ当りで収入が六十一円七十八銭、それからタイヤも使いますし、人件費も使いますね、税金も払わなければならぬ。そうすると一体キロ当りのコストが幾らだということなんです。六十一円七十八銭は水揚げです。それが六十円だったらもうけなし

ということになる。幾らでしょう。

○大村説明員 コストの詳しい資料を今手元に持っておりませんので、記憶で申し上げて恐縮でございますが、もちろん六十一円七十八銭に対してコストが上回るとかあるいはそれと同額というところではないように記憶いたしております。若干の利ざやと申しますか、差があったように記憶いたしま

す。

○太田委員 お答えできる方が御出席ないということではないですが、いいですけれども、バスの運賃の値上げをしない、貨物の運賃も上げませんよと国民の前にはっきりあなたたちが自信を持って説明される資料がない限りにおいては、軽油引取税の四千円というの、ガソリン五千五百円に見合うだけののものであって、何ら地方住民の負担とか福祉というものを考えたものではない。こういうことに相なつては、それは非常な暴論なんです。この四千円の引き上げというのは、もしも収益と支出の差が一円やそこらのバス会社であったならば利益はない。あるいはとんとんのところだったら赤字の会社になる。その一円というその辺のところの見きわめなくして、むやみに五千五百円上げるからこちらは四千円上げましょうというようなことで地方財政計画を立てたのだから、地方税を更に更なるというのですか。これは奥野財政局長、あなたは一番詳しいから答えて下さい。

○奥野政府委員 軽油引取税がバスの料金なり経費の中にどういう割合を占めているかというのをこまかく分析したものを税務局で用意しておるわけでございますけれども、今持ってきて

ないのでございます。従いまして、後刻御報告させていただきますようにさせていだいたらいかがなものかと思いま

す。

○太田委員 それではだれが一番信念として——私は数字をお尋ねするのは、御答弁を聞いて腹がまえを作りたいと思つたのですが、信念として、絶対に物価あるいは利用大衆の負担の増加はない、こういうお考えなんですか、どうなんですか。今のような答弁では非常にあやふやで、その辺がガソリンや軽油引取税の引き上げ反対を非常に強く業界が言うておりますことも、今のお話を聞いておりますことなどどうなすか。これはどうなんですか。その信念のほどをもうちょっと簡明にお答えいただけませんか。

○黒金政府委員 ただいまお話しございましたように、これはとにかく経費の増であります。税金の上りまですだけ経費の増であります。同時に今お話しがなければそれはまさに負担であることは事実でございます。私は負担がないとは決して申し上げておるのじゃない。ただし、私どもの方で調べました経営の分析等もございましたが、今日実は持ってきていないのであります。かりに業界の方から出ておりますものを見ましても、車両の修繕費が相当の割合を占めております。償却費も相当の割合を占めております。これをたしますれば燃料費よりもはるかに多いというふうな状態にもございますし、その他申しますのは、金利その他の点でございますが、こういうことも相当多くの部分を占めておりますために、われわれとし

ては、まことに恐縮ではありますけれども、道路を改善して、それによって修繕費なり償却費の方の節減もできることとありますから、まげてこの程度の増額は道路五カ年計画達成のためにがまんをしていただきたい、こうお願いをしておるわけでありまして、これによつて何ら御迷惑をかけてない、こんな大いばりでも申し上げておるのでは決してございません。

○太田委員 これで質問をやめましょう。これは逆に皆さんの御参考になる意見も交えて申し上げますが、実際のキロ当りの収益というのは、いいところでは四円か五円なんです。それで人件費をうんと押えておるのです。ましてや地方の山間地においてはほとんど運賃の値上げはしないとも言われない。運賃関係の方はおいでにならないのでしようがないが、明言されない。貨物運賃、旅客運賃の両方あるが、はね返らないということをはつきりおっしゃらない。一キロ当りの収益といったところで四円か五円くらい、そういうわずかなものでバス会社というものはやっておる。場合によれば不健全な経営をやっておる。トラック会社についても同じです。従つて、これは全部大衆に転嫁されてくる。労働者の労働賃金の圧縮になるのは火を見るよりも明らかです。ガソリン税、軽油引取税について、そういう御認識が皆さんになかったことは残念に思う。大衆的なものになりますと、長年の懸案の飲食税につきましても、三百円を五百円にすることは当りませんが、これは盛られていない。三百円の免程点を五百円にするくらいなことは、これ

は大衆ということをお考えたらしく、当りませぬ、長年の問題になつておるのに、今年も見送りになつた。しかし片面においては、道路という名前に隠れて軽油引取税の引き上げ、ガソリン税の引き上げを行われる。まことにわれわれとしてはこういう点に落ちない。だから、今の軽油引取とガソリン税は、国家予算と地方予算のいろいろな相関関係もありませんし、大蔵委員会との関係もあるから、地方行政だけで小さく問題をとり上げていくということとは非常に不適当なところがあるのじゃないかということをお初申し上げたのです。そういうこともありますが、ガソリン税の問題、軽油引取税の問題、この二つを他遊興飲食税の問題、こう持っていたらいいと思つておる。これに對しては別に御答弁を要求しようとは思いません。

これです。

○北條委員 関連して……。委員会の日程の都合もありますので、五分でやめます。

先ほど来太田委員のお話を聞いておりました、黒金政務次官がいろいろと答えておられますが、その中にきわめて物議な思想があると私は思つております。そこでお聞きしたいのであります。どういふことかといふと、今回、軽油引取税を上げて、それによって道路を直すのだ、こういうことなんです。道路は、国の経済のうちでも基本的な設備なんです。産業設備にいたしまして、その他公共設備にいたしまして、設備投資は長期資金でやるのが原則であり、建前なんです。そういう考え方を今日の政府与党

はとつておられるのでありますから、従つて、国民経済の基本的な設備でありますから、当然設備資金は長期資金でやるべきだ、こういう建前が出てくるべきじゃないはずであります。そこで当然考えられるのは、公債政策をとるべきじゃないかということであり、各方面からいろいろ意見が出ておりますが、軽油引取税を引き上げるならば、それに見合うだけの国費あるいは公債を出して、長期にわたつて道路を整備していくべきじゃないか、こう思うのであります。この点いかがですか。

それから道路をこわすこわすといひますけれども、これは官庁がこわすのであります。これは御存じの通りです。従つて今回の道路十カ年計画でも、総合的にきちんとした計画があるのかないのか。それが示されておるならいいのでありますけれども、現在のところでは、ガソリン税を引き上げるだけであつて、道路の改修の具体的な計画が一つもわれわれに示されてない。ただ税金を取つて、あとは善処をいたしますといふが、その善処といふのは、年がら年じやう道をひっくり返すといふことなんです。いなかに行きましても道をひっくり返している。だから、トラックが道路をこわすといひますけれども、その道路をこわす一番の元凶は、政府なり官庁なんです。そこで、今回のあれによりまして道路を整備するといふ具体的な計画を自治庁は持つておるかといふことでもあります。もう一つは、たまたま昨日自治庁設置法の一部改正案が本会議を通りました。私はきわめて驚いたのであります。そこで、異議ないかと言つたか

ら、異議あると言ったのでありますけれども、しかしあの場になつてはいかんともしがたい。なるほどこれは法律上内閣委員会に付託されてやれるのは当然かもしれないけれども、そういうふうな事ならば、われわれが地方行政委員会、委員でござるというふうな顔で自治庁と幾らやつたつて、肝心かなめの自治庁本体の体質の改善はほかでやられて、われわれは別のことをやっていることになるので、こういうことは意味がないことなんです。結局また道路に戻ってきますが、税金を取つて、その使い道はどうなるかわからぬ、こういうことでもあります。

以上二つ、公債政策についてのお考え及び道路の具体的な計画を持つておられるならば至急出していただきたい。

○黒金政府委員 今お話し第一点の方につきましては、私の方もごく同感の感じでございます。税金を引き上げて受益者に負担をさせる以上は、一般的な財源からも相当に出すべきだ。私見としては私もかねがねそれを主張しておつたのでありますが、それが予算のときにうまく参りませんが、おつたわけでございます。地方だけ考えてみますと、三十四年度の道路事業のうち、地方負担分が六百六十二億ございます。そのうち三百十八億が道路譲与税、軽油引取税、都市計画税、こうした目的税に財源を求めておりますので、一般財源が二に対して目的税が一つというふうな割合で、地方としては、まあこの程度ならばがまんをしていただけるのではないかと、率直な印象を私どもは持つております。それから第二の点につきましても、

これはもうまことに仰せの通りでありまして、われわれ役所に帰りますたびごとに、ことに年度末になりますと、工事のない道を全然通らずに参れないような次第でありまして、まことに御同感でございます。従いまして、こういう点はやはり主務官庁であります建設省にもよく話をいたしまして、せっかくこういうふうな血税によつてまかなわれまます以上は、むだのないように総合的にやるように、この上とも一つ十分な打ち合せをして参りたいと思ひます。

○鈴木委員長 委員長から北條委員に申し上げておきますが、ただいま御質問がありました自治庁設置法の一部を改正する法律案の扱いであります。私も全く同感であります。つきましては、今後自治庁なり自治省というふうな地方行政の組織に関する問題等につきましても、たとい内閣委員会に付託しても内容の説明等を政府から聴取するようにいたしたい、かように考えております。本日は、これにて散会いたします。午前十一時二十六分散会

地方行政委員会議録第二十号中正誤

ペシ段	行	誤	正
二	終り二	事実上三	事実上三
三	から三	億の百八十三	億の百八十三
ハニ	終り三	減免規定	減免規定
ハニ	から三	各は税目	各は税目